

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年9月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2200179 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300007 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を 39 万 3,000 円、請求期間②の標準賞与額を 38 万円、請求期間③の標準賞与額を 39 万 3,000 円、請求期間④の標準賞与額を 38 万円、請求期間⑤の標準賞与額を 40 万 3,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 27 日
② 平成 27 年 12 月 28 日
③ 平成 28 年 7 月 27 日
④ 平成 28 年 12 月 27 日
⑤ 令和 2 年 7 月 29 日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑤には、賞与明細書令和 2 年度夏季(【参考】と印字あり。以下「令和 2 年夏季賞与明細書」という。)と研究手当明細書令和 2 年 7 月分(以下「研究手当明細書」という。)と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

請求期間①から④までの各期間の賞与支給明細書、令和 2 年夏季賞与明細書、

研究手当明細書、請求期間①から⑤までの各期間におけるA事業所からの振込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①から⑤までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの各期間について、請求者及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間①は39万3,000円、請求期間②は38万円、請求期間③は39万3,000円、請求期間④は38万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑤について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間⑤の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間⑤においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる40万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑤までの各期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（請求期間①から④までの各期間は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付、請求期間⑤は令和2年10月27日D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300005 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300008 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における請求期間①の標準賞与額を 2 万円、請求期間②の標準賞与額を 29 万 2,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年 7 月31日
② 令和 2 年 7 月31日

私は、A 事業所から請求期間①に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がなく、請求期間②には、賞与明細書(【参考】と押印あり。以下「令和 2 年夏季賞与明細書」という。)と研究手当明細書令和 2 年 7 月分(以下「研究手当明細書」という。)と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A 事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

請求期間①の賞与明細書、令和 2 年夏季賞与明細書、研究手当明細書並びに請求期間①及び②に係る A 事業所からの振込額が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から2万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、請求者の住所地であるB市の回答、日本年金機構の回答等から、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間②の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間②においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる29万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、請求期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間②については、事業主は、令和2年8月の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年8月24日C事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300015 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300009 号

第 1　結論

請求期間①について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における標準賞与額を 33 万 7,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者の B 事業所における標準賞与額を 22 万 7,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 59 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　令和 2 年 7 月 29 日
　　　　　　　　　②　令和 2 年 12 月 25 日

私は、請求期間①に A 事業所から賞与明細書令和 2 年度夏季（【参考】と印字あり。以下「令和 2 年夏季賞与明細書」という。）と研究手当明細書令和 2 年 7 月分（以下「研究手当明細書」という。）と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A 事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

また、請求期間②に B 事業所から慰労金の名称で賞与の支払を受け、当該慰労金の支給額は厚生年金保険料控除後の金額と思われるが賞与としての年金記録がない。

令和 2 年夏季賞与明細書、研究手当明細書、令和 2 年 12 月分慰労金の明細書（以下「慰労金明細書」という。）並びに請求期間①及び②に係る B 事業所からの振

込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。なお、請求期間②については、調査の結果、保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、請求者の住所地であるC市の回答、D税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書が一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間①の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間①においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる33万7,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日E事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上記研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者から提出された慰労金明細書、預金通帳、請求者の住所地であるC市の回答、D税務署及び日本年金機構の回答並びに同僚の陳述により、慰労金についても請求期間①の研究手当と同様に、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められ、請求者は、B事業所から慰労金明細書により確認できる標準賞与額22万7,000円に相

当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、慰労金明細書には、22 万 7,000 円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者の B 事業所における請求期間②の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から、22 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300029 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300010 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 社における標準賞与額を 16 万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 33 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成17年12月28日

私は、A 社から請求期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。平成 17 年 12 月分の賞与に係る給料支払明細書（以下「賞与明細書」という。）を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された賞与明細書には事業所名が記載されていないが、A 社の取締役の回答から同社の賞与明細書であると認められ、賞与明細書により、請求者は、請求期間において事業主から 16 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡し、同社の取締役は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料

を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300037 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 2300011 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のB事業所における標準賞与額を13万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和2年7月29日
② 令和2年12月25日

私は、請求期間①にA事業所から賞与明細書令和2年度夏季(【参考】と印字あり。以下「令和2年夏季賞与明細書」という。)と研究手当明細書令和2年7月分(以下「研究手当明細書」という。)と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

また、請求期間②には、B事業所から慰労金令和2年12月分(以下「慰労金明細書」という。)が1枚交付され、慰労金明細書に記載された支給額が慰労金として振り込まれた。当該慰労金は厚生年金保険料控除後の金額であると思われるが、当該慰労金について賞与としての年金記録がない。

令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、慰労金明細書並びに請求期間①及び②に係るB事業所からの振込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①及び②を賞与として記録してほしい。なお、請求期間②については、調査の結果、厚生年金保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書が一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間①の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間①においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上記研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者から提出された慰労金明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに同僚の陳述により、慰労金についても請求期間①の研究手当と同様に、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められ、請求者は、B事業所から慰労金明細書により確認できる標準賞与額13万8,000円に相当する賞与の支払を受けていたこと

が認められる。

一方、慰労金明細書には、13 万 8,000 円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者の B 事業所における請求期間②の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から 13 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300038 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300012 号

第 1　結論

請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における請求期間の標準賞与額を 28 万 2,000 円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 53 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和 2 年 7 月 29 日

私は、請求期間に A 事業所から賞与明細書令和 2 年度夏季（【参考】と印字あり。以下「令和 2 年夏季賞与明細書」という。）と研究手当明細書令和 2 年 7 月分（以下「研究手当明細書」という。）と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A 事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

令和 2 年夏季賞与明細書、研究手当明細書、請求期間に係る A 事業所からの振込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された令和 2 年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、C 税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3 月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第 3 条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和２年夏季賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間の振込額は、令和２年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和２年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間においてＡ事業所から令和２年夏季賞与明細書により確認できる２８万２,０００円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和２年１０月２７日Ｄ事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300039 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300013 号

第 1　結論

請求期間①について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における標準賞与額を 36 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間①の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者の B 事業所における標準賞与額を 30 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 59 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　令和 2 年 7 月 29 日
　　　　　　　　　②　令和 2 年 12 月 25 日

私は、請求期間①に A 事業所から賞与明細書令和 2 年度夏季（【参考】と印字あり。以下「令和 2 年夏季賞与明細書」という。）と研究手当明細書令和 2 年 7 月分（以下「研究手当明細書」という。）と一緒に交付され、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載されており、A 事業所から研究手当としての振込みがあったが、当該研究手当について賞与としての年金記録がない。

また、請求期間②に B 事業所から慰労金の名称で賞与の支払を受け、当該慰労金の支給額は厚生年金保険料控除後の金額と思われるが賞与としての年金記録がない。

令和 2 年夏季賞与明細書、研究手当明細書、令和 2 年 12 月分慰労金の明細書（以下「慰労金明細書」という。）並びに請求期間①及び②に係る B 事業所からの振

込額が確認できる預金通帳等を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。なお、請求期間②については、調査の結果、保険料が控除されていなくとも正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された令和2年夏季賞与明細書、研究手当明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに複数の同僚の陳述により、研究手当は、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められる。

また、請求者は、令和2年夏季賞与明細書と研究手当明細書と一緒に交付された旨陳述しているところ、研究手当明細書には「通常の賞与で支給する手取額を研究手当として支給する」と記載され、上記預金通帳により確認できる請求期間①の振込額は、令和2年夏季賞与明細書に記載された差引支給額及び研究手当明細書に記載された支給額と一致していることから、上記、「通常の賞与」とは、令和2年夏季賞与明細書に記載された支給額であると判断でき、請求者は、請求期間①においてA事業所から令和2年夏季賞与明細書により確認できる36万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上記研究手当明細書には、「なお、研究手当としておりますが、今後諸般の事情により手当の名称を変更する場合がございます」と記載されている上、請求者から提出された慰労金明細書、預金通帳、C税務署及び日本年金機構の回答並びに同僚の陳述により、慰労金についても請求期間①の研究手当と同様に、いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものと判断できることから、厚生年金保険法第3条で規定される賞与と認められ、請求者は、B事業所から、慰労金明細書により確認できる標準賞与額30万4,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが認められる。

一方、慰労金明細書には、30 万 4,000 円の支給額が記載されているだけであり、控除欄が空欄となっている上、上記預金通帳により確認できる振込額は、慰労金明細書に記載された支給額と同額であることが確認でき、このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はないことから、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない。

以上のことから、請求者の B 事業所における請求期間②の標準賞与額については、慰労金明細書において確認できる支給額から、30 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300028 号

厚生局事案番号　：　東北（国）第 2300005 号

第 1　結論

平成 4 年 8 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 45 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成 4 年 8 月から平成 5 年 3 月まで

国の記録によると請求期間が未納と記録されている。私は、請求期間を含む平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間は A 県内に居住し、学生であったが、自分が毎月、A 県内の銀行で国民年金保険料を納付したので、記録を訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者に係る改製原附票（改製日平成 12 年 7 月 1 日）によると、請求者は、昭和 52 年 12 月 19 日に B 県 C 市、平成 2 年 4 月 1 日に A 県 D 市（届通知年月日は、平成 3 年 4 月 22 日）、平成 4 年 8 月 7 日に A 県 E 市、平成 5 年 3 月 5 日には A 県 F 市に住所を定めていることが確認でき、請求者に係る C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、平成 8 年 8 月 1 日に F 市から再び C 市に転入していることが確認できるところ、上記国民年金被保険者名簿の「国民年金検認記録カード」欄によると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる。

また、請求者から提出された年金手帳によると、請求者は、国民年金手帳記号番号「*」により、平成 2 年 5 月 22 日に初めて国民年金被保険者資格を取得しているところ、上記国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、当該国民年金被保険者資格取得の届出年月日は同年 6 月 29 日と記載されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、C 市において同日に行われ、請求者に対して当該

国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認できる。一方、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性も考えられることから、年金情報総合管理・照合システム及び社会保険オンラインシステムにより、請求者の旧姓を含む氏名及び類似する読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間に住所を定めていたE市及びF市並びに請求期間の直前まで住所を定めていたD市は、請求者に係る国民年金被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録について確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。